Ｇ－３　農業機械

Ｇ－３　農業機械の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
第１章　　総　　則	
（目　的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、農業機械の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	
（表示の基本） **第２条**　前条の目的を達成するため、事業者は次に掲げる事項を基本として表示を行うものとする。 (1) 農業機械は、それが使用される農作業の多様性に対応して種類が多く、かつ、それぞれが特徴ある性能と高度な機構とを有するものであるので、機械の性能、使用方法、管理上の注意事項等について適切な情報を平易、簡明な方法で、一般消費者に提供するよう努めなければならない。 (2) 農業機械は、安全に使用されることが重要であるので、この点についての情報を提供するよう考慮しなければならない。 (3) 農業機械は、農業生産性向上のため重要な役割をもつものであるが、その故に、その性能、安全性等について、一般消費者に対して過度の期待をもたせないよう留意しなければならない。	
（定　義） **第３条**　この規約において「農業機械」とは、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第２条第１項に規定する農機具のうち、その附属品及び部品を除いたものであって、農業機械の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものをいう。	**（定　義）** **第１条**　農業機械の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第３条第１項に規定する「農業機械」とは、トラクター（耕うん機等を含む。）、田植機、スピードスプレヤー、バインダー、コンバイン、穀物乾燥機（循環型）及びトラクター用作業機（耕うん整地用機械、施肥・播種用機械）の７機種とする。 ２　前項に規定するもの以外の農業機械については、規約及び本施行規則の趣旨に沿って表示するよう努めるものとする。
２　この規約において「事業者」とは、農業機械を製造し又は輸入して販売する事業者（以下「製造業者等」という。）及び農業機械を販売する事業者（以下「販売事業者」という。）をいう。	**第２条**　規約第３条第２項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造委託した農業機械に自己の商標又は名称を表示して販売するものを含む。
３　この規約において「一般消費者」とは、他に再販売を行うことを目的としない農業機械の使用者をいう。	
４　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告、その他の表示にあって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるも	**第３条**　規約第３条第４項に規定する「表示」には、口頭による表示を含む。

のを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）	
5　この規約において「新品農業機械」とは、施行規則第１条に規定する農業機械のうち一般消費者又は事業者によって使用されたことのないものをいう。	**第４条**　規約第３条第５項に規定する「一般消費者又は事業者によって使用されたことのないもの」とは、一般消費者に販売され使用（試運転を含む。）されたことのないもの、及び事業者が農業機械のＰＲ、販売促進、講習等に使用したもののうち新品農業機械としての外観機能を損なっていないものをいう。
6　この規約において「中古農業機械」とは、前項に規定するもの以外のものであって施行規則で定めるものをいう。	**第５条**　規約第３条第６項に規定する「中古農業機械」は、規則第１条に規定する農業機械のうちトラクター（耕うん機等を含む。）、田植機、バインダー、コンバインの４機種とする。
7　この規約において「カタログ」とは、一般消費者が農業機械を購入するに際して選択の参考となる性能・特徴・主要諸元等を記載した印刷物をいう。	**第６条**　規約第３条第７項に規定する「カタログ」には、新聞折込み、ビラ等は含まないものとする。
8　この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売する農業機械に添付して、一般消費者に提供する印刷物であって、農業機械を適切に使用し、管理するために必要な事項等を記載したものをいう。	**第７条**　規約第３条第８項に規定する「取扱説明書」、「ご使用のしおり」、「ご愛用の手引」等と称するものを含む。
第２章　　新品農業機械の表示	
（カタログの必要な表示事項） **第４条**　事業者は、新品農業機械についてカタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1) カタログを作成した事業者の住所及び氏名又は名称	**（カタログの必要な表示事項）** **第８条**　規約第４条第１項に規定する新品農業機械のカタログの必要な表示事項は、活字の大きさ、色等を考慮して見やすい方法で明りょうに表示しなければならない。
(2) 機種名又は商品名	2　規約第４条第１項第２号に規定する「商品名」は、登録された商標名（申請中のものを含む。）のほか、愛称等をもって表示することができる。
(3) 型式及び仕様別区分	3　規約第４条第１項第３号に規定する「型式」（形式と表現されているものも含む。以下同じ。）は、法令その他に定められているものについては当該法令等の定めるところによる。 4　規約第４条第１項第３号に規定する「仕様別区分」とは、特別仕様等前項の型式から派生したものをいう。
(4) 主要諸元	5　規約第４条第１項第４号に規定する「主要諸元」とは別表１に掲げる機種別主要諸元をいう。
(5) 標準附属品に関する事項	6　規約第４条第１項第５号に規定する「標準附属品」とは、「高性能農業機械の標準整備等について」（昭和47年１月18日農政第6708号農林事務次官通達）の定めるところに準じ、農業機械公正取引協議会が定めるものであって、新品農業機械本

(6) 安全使用に関する注意事項 (7) カタログの内容についての問い合わせ先 (8) 保証書が添付されている旨 (9) カタログの作成時期 (10)その他農業機械の選択､購入に関して参考となる事項 ２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる機種及び同一機種の異なる型式の農業機械を総合的に記載したカタログを作成する場合は、施行規則で定めるところにより同項各号のうち一部の事項の表示を省略することができる。	体の価格に含まれるものをいう。 **（総合カタログの表示事項）** **第９条**　規約第４条第２項の規定により省略できる表示事項は、同条第１項第４号、第５号、第６号及び第８号とする。 ２　前項の規定にかかわらず、規約第４条第１項第４号に関する次の事項は省略することができない。 (1) トラクター（耕うん機等を含む。）にあっては型式名及び出力／回転速度 (2) 田植機にあっては型式名及び植付条数 (3) スピードスプレヤーにあっては型式名及び薬剤タンク容量 (4) バインダー、コンバインにあっては型式及び刈取条数又は刈幅 (5) 穀物乾燥機（循環型）にあっては型式名及び処理量 (6) トラクター用作業機（耕うん整地用機械、施肥・播種用機械）のうち ①　プラウ、ロータリーにあっては型式、標準耕幅及 び標準耕深 ②　代かきハローにあっては型式名及び作業幅 ③　マニュアスプレッダにあっては型式及び最大積載容量 ④　尿散布機にあっては型式名及びタンク容量
（新品農業機械本体の表示） **第５条**　製造業者等は、新品農業機械の本体に次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1) 製造業者の氏名又は名称 (2) 機種名又は商品名、型式及び仕様別区分 (3) 製造番号 **第６条**　製造業者等は、新品農業機械の本体に機械の操作方法、安全使用上の注意事項等を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。	**（新品農業機械本体の表示）** **第10条**　規約第５条に規定する新品農業機械本体の表示は、ラベル、塗装、鋳出し、刻印等により行うものとする。 ２　新品農業機械本体の表示については、行政庁の指導に基づく銘板に規約第５条各号の事項が記載されている場合はそれによることができる。 **第11条**　規約第６条に規定する「注意事項」の表示は、ハンドル、レバー等の使用方法、燃料の使用区分、注油口等新品農業機械の運転又は操作のため必要な事項及び新品農業機械の性能保持等のため特に必要な事項について行うものとし、色、図、イラスト等をもって簡明に表示し注意を十分に喚起するよう努めるものとする。
（取扱説明書） **第７条**　事業者は、新品農業機械を一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示した取扱説明書を交付しなければならない。 (1) 事業者の住所及び氏名又は名称並びに電話番号 (2) 機種又は商品名 (3) 型式及び仕様別区分 (4) 主要諸元 (5) 標準附属品及びオプション装備品に関する事項	**（取扱説明書）** **第12条**　規約第７条に規定する「取扱説明書」には、取扱説明書である旨及び新品農業機械を使用する前に必ず読む旨を目立つように表示しなければならない。 ２　規約第７条第５号に規定する「オプション装備品」とは、製造業者等により標準装備として装着

	される装備品以外の注文仕様とされている装備品をいう。 　また、オプション装備品については、本体と別売りである旨を明確に表示するものとする。
(6) 操作手順及び使用上の注意事項 (7) 安全使用に関する注意事項	3　規約第７条第６号及び第７号については、法令及び行政庁の指導等がある場合はその定めるところにより正確かつ理解しやすいように表示するものとする。
(8) 保守点検整備に関する事項 (9) アフターサービス及び苦情処理に関する事項 (10)その他必要事項	
（保証書） **第８条**　製造業者等は、新品農業機械に次に掲げる事項を表示した保証書（（取扱説明書）の一部を保証書とする場合を含む。）を添付しなければならない。 (1) 保証書である旨 (2) 保証者の住所及び氏名又は名称 (3) 機種名又は商品名、型式及び仕様別区分 (4) 保証事項	**（保証書）** **第13条**　規約第８条第４号に規定する「保証事項」は、次の各号に該当する事項を含むものとする。 (1) 保証期間 (2) 保証の範囲 (3) 無償部品取替・無料修理の方法 (4) 保証期間中に無償定期点検整備を行う場合はその旨 (5) 適用除外に関する事項 (6) 一般消費者の費用負担となる場合があればその旨 (7) 無料修理を受けるための手続き
（希望小売価格の表示） **第９条**　製造業者等が希望小売価格を表示する場合は、施行規則で定める方法によるものとする。ただし、希望小売価格は販売業者の販売する価格を拘束するものであってはならない。	**（希望小売価格の表示）** **第14条**　規約第９条に規定する「希望小売価格」は、カタログ、希望小売価格表、値札票、広告等において表示することができる。 2　製造業者等が希望小売価格表を作成する場合は、その有効期間を明示しなければならない。
（店頭等における必要表示事項） **第10条**　事業者は、一般消費者に直接販売するため店頭又は展示場等に展示する新品農業機械（以下「展示品」という。）には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。 (1) 機種名又は商品名、型式及び仕様別区分	**（店頭等における必要表示事項）** **第15条**　規約第10条第１項に規定する表示は、様式第１号によるものとする。ただし、農業機械の機体寸法が全長1700㎜以下、全幅700㎜以下、全高1100㎜以下のものであって、展示された農業機械の主要部分が隠れて見にくいと客観的に認められる場合に限り、用紙の大きさはＢ６以上のものを用いることができる。また、オプション装備品の有無及び割賦販売に関する事項は、引渡し条件（その他）欄に記入することができる。
(2) 販売価格	2　規約第10条第１項第２号に規定する「販売価格」は、展示品の本体についての実売価格とし、展示品の引渡し条件を付記するものとする。 （例「店頭渡し」、「持込の庭先渡し」）
(3) 標準附属品外のアタッチメント、部品等を同時に販売する場合は、その内容	3　規約第10条第１項第３号に規定する標準附属品以外にアタッチメント、部品等を付けて販売する場合は、それぞれの価格を明示しなければならない。
(4) 割賦販売（ローン提携販売を含む。）の取扱いの場合はその支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額	4　規約第10条第１項第４号に規定する割賦販売の場合の表示は、割賦販売法及び「不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第４条第２号の運用基準」（昭和47年２月19

	日公正取引委員会事務局長通達第２号）によるものとする。 (2) 割賦販売に関する事項の表示は、協議会で定めた様式を用い表示することができる。
２　訪問販売の場合は、前項の規定に準じて表示しなければならない。 **（二重価格表示等）** **第11条**　事業者が販売価格に希望小売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合の希望小売価格は、製造業者等により設定され、あらかじめ公表されている価格でなければならない。 ２　事業者が販売価格に過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合の過去の販売価格は、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格でなければならない。 ３　事業者が販売価格に市価を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合の市価は、同一の商品について、当該事業者の販売している地域内において競争関係にある事業者の相当数の者が実際に販売している価格でなければならない。 ４　前各項に規定するもの以外の価格表示については、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月公正取引委員会公表）の趣旨に従い表示しなければならない。 **（特定用語の使用基準）** **第12条**　事業者は、農業機械の品質、性能、取引条件等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対」、「100％」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用してはならない。 (2) 優位性、最上級等を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追従を許さない」、「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づく場合のみ使用することができるものとし、その場合は具体的数値等の事実を付記しなければならない。 (3) 安全を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用してはならない。また、農作業の安全に関する表示をする場合は、法令その他に定める基準によらなければならない。 **（特定事項の表示基準）** **第13条**　事業者は、新品農業機械に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 写真、イラスト 写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、機種名又は商品名、型式及び仕様別区分を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載すること。 (2) 写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等の販売価格（希望小売価格を	**（二重価格表示等）** **第16条**　規約第11条第２項に規定する「市価」とは、当該商品と同一の商品について、当該事業者の属する取引地域の事業者の相当数の者が同地域において販売している価格をいう。

含む。）を同一面に表示する場合は、当該写真又はイラストに使用した機種とその販売価格を対応させて明りょうに表示すること。 (3) 競合銘柄との比較表示 ア　品質、性能、仕様、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示すること。 イ　自社既往銘柄との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較対照する型式名を明示すること。	
（不当表示の禁止） **第14条**　事業者は、新品農業機械には次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 規約第４条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示 (2) 特定機種、型式にのみ適用する装備内容、仕様などによる品質、性能の向上について、あたかも他の機種、型式のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (3) 品質、性能、仕様、取引条件等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (4) 一部の機種又は型式のものにのみ適用する品質、性能、仕様等の向上について、あたかも他の機種又は型式のものに適用していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (5) 特定の農業機械について受けた賞又は工業所有権をもって、他の農業機械について賞又は工業所有権を受けたかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (6) 原産国（地）について一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (7) 表示価格では実際には購入できないにもかかわらず、購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (8) 表示価格には含まれていない工具、作業器具等の価格が表示価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (9) 割賦販売の表示について、頭金、支払回数、支払期間、利息、支払総額、割賦手数料等が実際のものよりも有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (10) 割賦販売の表示について、割賦手数料を控除した価格で購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (11) 割賦販売の表示について、頭金が必要であるにもかかわらず頭金なしで購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (12) 保証書の保証事項について、実際には部分保証であるにもかかわらず全体の保証であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (13) アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者	**（不当表示の禁止）** **第17条**　規約第14条に規定する不当表示の禁止には、次の各号に掲げる表示を含むものとする。 (1) 原産国（地）については、「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）の表示 (2) 下取り販売を行うに当たり、実際の下取り価格よりも高い下取り価格を用いること、又は新品農業機械の実際の割引率よりも高い割引率を用いることにより、実際のものより有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (3) 「激安」、「投売」、「大出血超特売」等の表現を用い、事実に反して過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれのある表示

に誤認されるおそれがある表示 (14)他の事業者の農業機械についての営業方針、事業活動及び信用度並びに農業機械の品質、性能及び取引条件等について中傷し、又はひぼうする表示 (15)前各号に掲げるもののほか、農業機械の取引について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示	
	（広告等の表示） **第18条**　新聞、雑誌、ビラ等の印刷物による広告の場合は、広告の内容により規約第４条（カタログの必要な表示事項）、第９条（希望小売価格の表示）及び第10条（店頭等における必要表示事項）の規定に準じて表示するものとする。
（不当広告の禁止） **第15条**　事業者は、新品農業機械の取引に関するパンフレット、ポスター、チラシ、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告において、新品農業機械の品質、性能、仕様又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある説明、その他の文言、写真、絵等の表示をしてはならない。 ２　事業者は、前項の広告において他の事業者又はその販売する新品農業機械を中傷し、又はひぼうする表示をしてはならない。	**（不当広告の禁止）** **第19条**　規約第15条の不当広告に規定する不当広告の禁止には、「おとり広告に関する表示」（昭和57年６月10日公正取引委員会告示第13号）を含むものとする。
（不当表示の教唆等の禁止） **第16条**　事業者は、他の者をして規約第４条から第13条までの規定に違反する表示並びに規約第14条及び前条の規定に該当する表示をさせるようにそそのかし、又はこれらの規定に違反する事業者をほう助してはならない。	
第３章　　中古農業機械の表示	
（必要な表示事項） **第17条**　販売事業者は、一般消費者に直接販売する目的で展示する中古農業機械には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。 (1)　中古農業機械である旨 (2)　機種名又は商品名、型式及び仕様別区分 (3)　初度販売年又は製造年 (4)　アワメーターに基づく使用時間 (5)　販売価格	**（必要な表示事項）** **第20条**　規約第17条本文に規定する「展示」には、販売事業者が常時店舗内に陳列するものを含む。 ２　規約第17条各号に定める事項の表示は、様式第２号によるものとする。 ３　前項の表示は、中古農業機械に密接して通路又は外部から見える場所に設置しなければならない。 ４　規約第17条第２号に規定する「機種名」は、規則第５条に規定する機種名によるものとする。 ５　規約第17条第２号に規定する「商品名」、「型式」及び「仕様別区分」は、規則第８条第２項、第３項及び第４項の定めるところによるものとする。 ６　規約第17条第３号に規定する「初度販売年又は製造年」は、該当する歴年の日本年号により表示するものとする。「初度販売年又は製造年」が不明の場合は、推定年を記載することができる。この場合は「推定」と表示するものとする。 ７　規約第17条第４号に規定する「使用時間」は、当該中古農業機械のアワメーターによるものとする。ただし、アワメーターのない中古農業機械にあっては「使用時間」の表示をしてはならない。 ８　規約第17条第５号に規定する「販売価格」は、

(6) 割賦販売の取扱いの場合は、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額 (7) 保証書のある場合はその旨 **（本機状態説明書）** **第18条**　販売事業者は、展示する中古農業機械について「本機状態説明書」を作成する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。 **（不当表示の禁止）** **第19条**　販売事業者は、中古農業機械には次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 規約第17条（必要な表示事項）及び前条（本機状態説明書）の記載事項について虚偽又は誇大な表示 (2) 型式名、仕様別区分、初度販売年又は製造年について一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (3) 中古農業機械であるにもかかわらず「新中古」、「新古車」等中古農業機械でないかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (4) 使用時間に関する表示について、実際よりも少ない時間であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (5) 中古農業機械の補修、整備等について虚偽の表示をし、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 **（新品農業機械の不当表示の規定の準用）** **第20条**　中古農業機械の表示については、規約第14条（不当表示の禁止（ただし第１号を除く。））、同第15条（不当広告の禁止）及び同第16条（不当表示の教唆等の禁止）の規定を準用する。この場合において、「新品農業機械」とあるのは「中古農業機械」と読み替えるものとする。 **第４章　公正取引協議会** **（公正取引協議会の事業）** **第21条**　この規約の実施機関は、農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第５条に規定する農業機械公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。 ２　公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 (8) 関係官庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10)その他この規約の施行に関すること。	実際に販売しようとする価格を表示し、かつ、その引渡し条件を表示するものとする。 ９　規約第17条第６号に規定する「割賦販売」の表示は、規則第15条第４項の定めるところによる。 **（本機状態説明書）** **第21条**　規約第18条に規定する本機状態説明書は、別表２のとおりとする。

（違反に対する調査） **第22条**　公正取引協議会は、第４条から第20条までの規定並びに第25条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。 ２　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 ３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 **（違反に対する調査）** **第23条**　公正取引協議会は、第４条から第20条までの規定並びに第25条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 **（違反に対する決定）** **第24条**　公正取引協議会は、第22条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 ４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 **（規則の制定）** **第25条**　公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。 ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 ３　公正取引協議会は、規約及び第１項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細	

則、運営要領を定めることができる。この細則、運営要領を定め、変更し又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。 附　則 この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。	 附　則 この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。